

- 国の機関からスタートアップ等（中小企業者、研究開発の成果の事業化を目指す研究者）への補助金や委託費の支出機会を増やすため、**各省庁の特定の研究開発予算（特定新技術補助金等）の一定の金額が、スタートアップ等へ支出されるよう、毎年度、支出の目標を設定するとともに、支出の増大を図るための措置等も規定。**

「令和7年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針（案）」（閣議決定）

【支出の目標】

スタートアップ等への支出（令和7年度目標） 1408.8億円

（参考：直近4か年度の支出目標）

令和6年度1406.7億円、令和5年度1066.2億円、令和4年度546.2億円、令和3年度536.6億円

【支出機会の増大を図るための措置】

- 申請手続の簡素化・標準化
 - 執行の柔軟化・弾力化
 - 外部評価の活用
 - スタートアップ・エコシステム拠点都市との連携
- 等

【事業活動の支援において配慮すべき事項】

- 公共調達における受注機会の確保
 - 研究開発成果に係る知的財産の活用促進
- 等

(参考)SBIR制度の概要

- SBIR制度とは、スタートアップ等について、基礎研究から事業化フェーズまでを継続的に支援する制度。内閣府が司令塔となり、省庁横断の取組（支出の目標や統一ルールの策定等）を実施している。

※ SBIR = Small/Startup Business Innovation Research

※ SBIR制度は、平成11年から中小企業庁所管の「中小企業技術革新制度」として、公共調達を見据えた中小企業の技術開発支援であったが、令和3年に根拠法を内閣府所管の「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に移管し、スタートアップの研究開発に対する支援制度に改革。

スタートアップ等への予算の支出機会の増大

- 支出の目標に関する方針の作成（**特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針**）（毎年度、閣議決定）
スタートアップ等に支出可能な補助金等の目標設定と、支出の増大を図るための措置等を規定。

各省統一的な運用と社会実装の促進

- 公募・執行に関する統一的なルールの策定（指定補助金等の交付等に関する指針）（閣議決定）
各府省庁が統一的なルールで運用する指定補助金に関する基準や公布の方法等を規定。
（令和3年策定、令和4年、令和5年、令和6年改訂）

- 研究開発成果の社会実装のため、随意契約制度の活用など事業活動支援等を実施

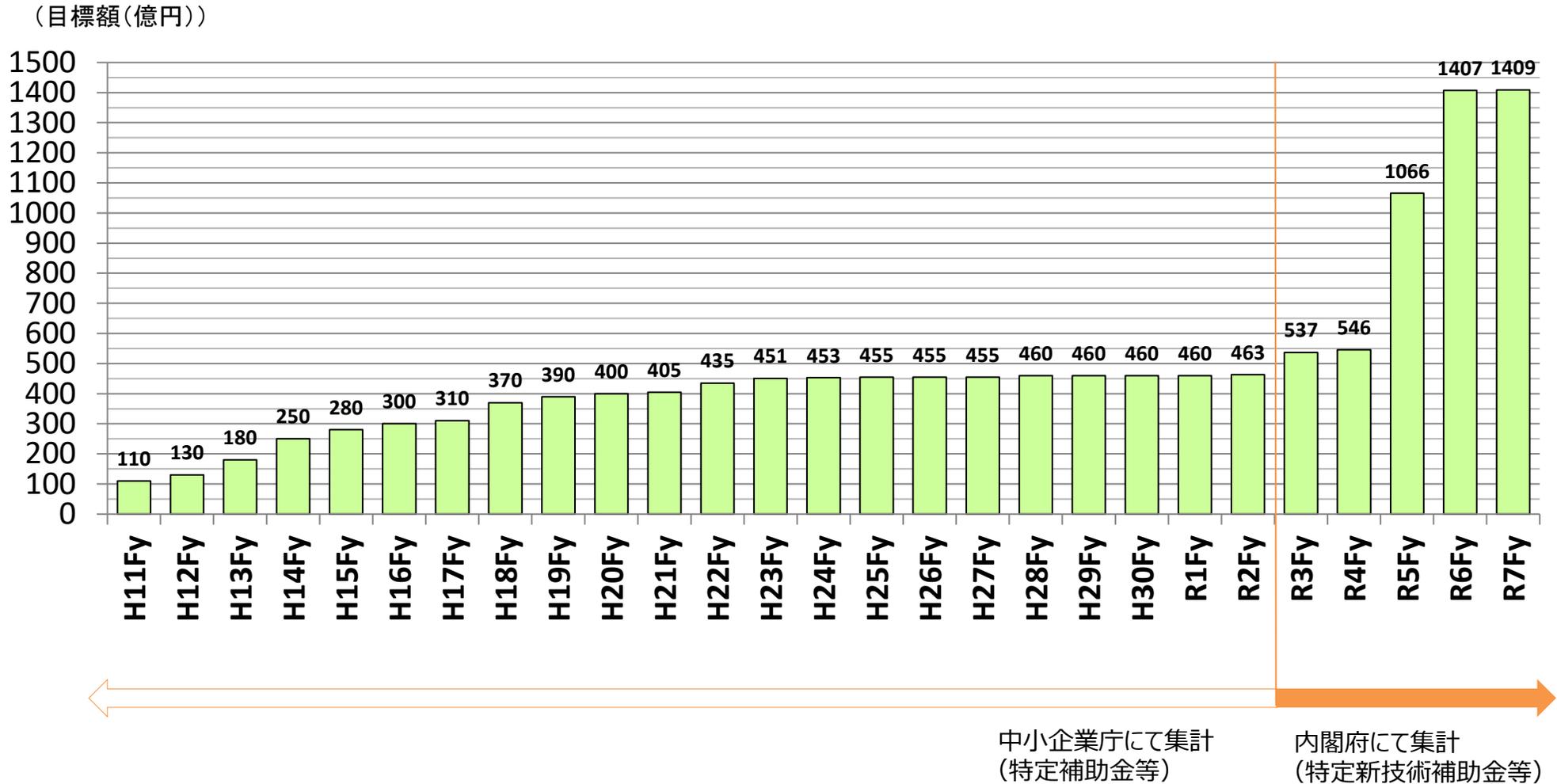
<継続的支援のイメージ>



※ 政策課題解決に資する
研究開発課題を設定

(参考)支出の目標額の推移

特定新技術補助金等のスタートアップ等への支出の目標額



※目標額には、スタートアップ等への支援を主目的とした5年間の基金事業を含む。